

## 専門部会報告シート

部会名	相談・くらしの部会	報告回	令和3年度第3回全体会
委員 氏名		氏名	選出母体及び役職等
	1	◎原 郷史	地域生活支援センターふらっと センター長
	2	○松林 宏	J P S 訪問介護ステーション 管理者
	3	鈴木 卓郎	地域生活支援センタープラザ 施設長
	4	高橋 美佳	地域生活支援センターあけぼの 所長
	5	玉上 博康	ワークショップさかえ 施設長
	6	椛島 剛之	障害当事者
	7	田村 智久	府中市パーキンソン病友の会 会長
	8	西浦 智恵	知的障害者相談員
	9	荒畑 正子	府中市精神障害者を守る家族会 理事
	10	田中 研二	府中市社会福祉協議会 地域福祉部地域活動推進課長補佐兼権利擁護課長補佐
※部会長は◎、副部会長は○			
現状	<p>○現行の「府中市防災ハンドブック」は、全市民を対象として作成されているため、障害のある方の避難行動に資する上で十分な内容とはなっていない。</p> <p>○第7期自立支援協議会において整備手法及び必要な機能について答申した府中市における地域生活支援拠点等については、整備の進行状況や実際の運用状況を引き続き自立支援協議会において把握・検証していく必要がある。</p> <p>○自立支援協議会は地域課題の抽出及び解決に向けて協議される場として機能していく必要がある。またその機能をより高めていく必要がある。</p>		
検討 テーマ (概要)	<p>○障害のある方のための防災ハンドブックの作成</p> <p>○地域生活支援拠点等の整備の進行状況と実際の運用状況の把握・検証</p> <p>○地域課題の抽出</p>		
取組 経過	<p><b>【令和3年度の取組】</b></p> <p>○障害のある方のための防災ハンドブックの作成については、第1回専門部会において事務局から事業内容の説明を受けたのち、先進自治体におけるハンドブックを参考資料としながら、府中市における障害のある方のための防災ハンドブックの作成方針や構成等について検討した。</p> <p>○地域生活支援拠点等の整備状況と運用状況の把握・検証については、新任の委員が多いため、今後の議論の前提とするため改めて地域生活支援拠点等とは何かについて留任の委員から引継ぎを行った。現状・今後の見込みに関して未検討のままとされている課題に関しては何が障害となっているのか協議検討した。</p> <p>○地域課題の抽出については、相談支援専門員が行う個別支援会議や特定相談支援（障害児相談支援）機関連絡会で行う事例検討等を通じて、運営会議に地域課題が集約する流れが確認された。また各委員が把握している地域課題を直接協議会に提示することも有益であると確認され、実際にいくつかの地域課題が委員より提示された。</p>		

## 1 障害のある方のための防災ハンドブックの作成について

### (1) 作成方針

障害の種別・居住地域・支援者の有無等の条件により、事前の対策や避難行動、サポートする市民に求められる行動等が異なってくるので、網羅的なハンドブックではいざというときに実用的ではない。事前準備や避難行動のイメージを作っておいていただくためにも、障害のある方一人ひとりがご自身で（ないしは家族や支援者の力を借りて）必要な事前対策や発災時の避難行動についてその方の実情に応じてカスタマイズできる（書き込める）形式が望ましい。

### (2) 形態

障害のある方が避難時の行動の指針とし、サポートする市民に提示して必要な配慮を求めるためにも、避難時に持ち出せる形態にする必要がある。障害種別ごとに事前対策・避難行動・配慮が必要な事柄等を記入する様式を作成するため、該当しない障害種別の様式は必要ないことから、必要な様式だけを綴じておけるリングファイルの形式が望ましい。

### (3) 構成

- ・災害についての基礎知識（地震・風水害）
  - ・災害時のフローチャート
  - ・「〇〇障害のある方」（障害種別ごとに作成。事前対策、避難行動、配慮が必要な事柄を実情に応じて書き込める形式）
  - ・避難所情報（要配慮者を対象とする避難所情報や避難所の様子が視覚的に分かる写真等の掲載があることが望ましい）
  - ・「避難行動要支援者個別計画（仮称）」（災害対策基本法において避難行動要支援者に対しての作成が市町村の努力義務となっている計画であり、支援者が主体となって作成することが想定されている。今回作成のハンドブックは障害のある方がご自身や家族のみで書き込み支援者が介入しないケースも想定しているため、参考資料とする）
- \*40 ページ（両面 20 枚）程度となる見込み。

### (4) 普及

- ・令和 4 年 4 月配布開始予定。
- ・3000 部程度を発行予定。
- ・行政機関で配布するほか、市内の相談機関や障害福祉サービス事業者等に協力を依頼して普及を図る。
- ・その他、市のホームページでは、ルビの有無や印刷サイズ（A4、A3）に応じた様式をダウンロードできるようにする。また、配布しても障害のある方がご自身や家族だけでハンドブックを完成させる（実情に応じた事前対策や避難行動等を書き込む）ことが難しいことが想定されるため、市内の相談機関や障害福祉サービス事業者等にはハンドブックの書き込みについても利用者や家族からの相談に応じて支援してもらうよう協力を

検討  
結果

要請する。

## (5) 現時点での進行状況

ハンドブックの作成方針・形態・構成に関して委員より出された上記の意見を踏まえたハンドブック原案を事務局にて作成し、市内当事者団体等に送付して意見を聴取している。次回部会でそれらの意見を踏まえた最終稿が提示される予定となっている。

## 2 地域生活支援拠点等の整備状況と運用状況の把握・検証について

### (1) 整備と運用の状況について

令和4年1月21日時点での進行状況をまとめた事務局作成の別紙「参考資料1」を参照されたい。

今後本部会においても引き続き進行状況の把握に努める。また整備のために今後役割を発揮することが期待される組織（基幹相談支援センター、地域生活支援センター、地域生活支援センター連絡会、特定相談支援（障害児相談支援）事業所、特定相談支援（障害児相談支援）機関連絡会、短期入所事業所、共同生活援助事業所等）への働きかけを強める。また、現状・今後の見込みに関して未検討のままとされている課題に関しては何が障害となっているのか協議検討した。その中で、当面下記の三点について重点的に検討することとした。

#### (ア) 相談について

現状、各組織や事業所等が相談対応可能な曜日・時間帯には制限があるが、従来からある障害福祉サービスの一つである地域定着支援を提供する事業所が増えれば、支給決定を受けた上で事業所と契約を結んだ個別の障害者については24時間の相談体制を構築することが可能となる。しかし府中市においては地域定着支援を提供する事業所（指定一般相談支援事業所）数は少なく、今後この分野に参入する担い手を増やしていくためにどのような施策が必要か検討していく必要がある。

また、実は障害に由来する困りごとを抱えていてもどこに相談できるのか分からない、あるいはその困りごとが相談できることであり、解決できることであることが分からないために、その困りごとを抱えて孤立してしまっている市民に対して、気軽に相談できるよう促し、かつ相談先も明示されたパンフレット等を作成し配布していく必要があると考えられる。そのようなパンフレットの内容や配布先に関して検討していく必要がある。

#### (イ) 緊急時の受け入れ・対応について

相談機能で触れた指定一般相談支援事業所（地域定着支援）の拡充は、同時に緊急時の受け入れ・対応機能の強化にとっても必要である。

市民が利用できる短期入所施設はそれぞれ、対応できる障害種別・提供できないサービス等（医療的ケア、自傷他害の恐れのある障害児者への対応等）の条件が異なり、いざという時に条件が合致せず利用できないことがままある。緊

急時の速やかな判断・選択に資するためあらかじめ各施設の受け入れ条件について一度、整理しておく必要がある。

#### (ウ) 専門的人材の確保・養成について

障害福祉に携わる人材の慢性的な不足は障害者からも事業者からも、ともに指摘されているが、専門的人材の確保・養成を行政の政策的課題として位置づけていくためには、現状どのように人材が足りないのかを量及び質（不足している曜日・時間帯、性別、求められるスキル等）の面から客観的な根拠をもって明らかにしていく必要がある。

そのために、人材不足の現状を明らかにできるような設問内容・調査手法・調査対象者を検討して練り上げた上で、令和6年度を始期とする府中市障害福祉計画の作成の際の資料として活用するために府中市障害者計画推進協議会が実施する予定のアンケートにその内容を盛り込めるよう働きかける。

#### (2) 地域生活支援拠点等の整備と運用のなかで自立支援協議会が果たす役割について

地域生活支援拠点等に求められる機能のうち、地域の様々なニーズに対応するサービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能（「地域の体制づくり」）においては、自立支援協議会が中心的な役割を果たさなければならない。

地域生活支援拠点等の整備状況と運用状況を把握・検証していくことはまさに地域の社会資源の連携体制を構築していくことである。また、地域の様々なニーズに対応するサービス提供体制の確保のためには、まず地域の様々なニーズ、及びそのニーズが充足されていない現状（＝地域課題）を把握しなければならない。地域課題の抽出方法については下記を参照されたい。

### 3 地域課題の抽出について

地域課題の抽出については、相談支援専門員が個別支援会議を行う中で見えてきた地域課題や、特定相談支援（障害児相談支援）機関連絡会で行われる事例検討、また、今後、自立支援協議会で行われる予定の懇話会や、自立支援協議会の専門部会で各委員から出される地域課題を運営会議に集約し、その課題の中から地域に存在する共通の課題を抽出する仕組みを作っていく。現状、その仕組みづくりは進んできているが、今後もより有効な抽出方法等を随時検討していく。また、抽出された地域課題の解決に向けて、自立支援協議会が具体的にどう動いていくのかについては、引き続き、今後の検討課題となっている。

会議開催状況と内容		日程	内容
	第1回	6月22日	○障害のある方のための防災ハンドブックの作成方針、目次の検討
	第2回	7月30日	○障害のある方のための防災ハンドブックの内容と構成の検討①

		<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域生活支援拠点等の整備状況の把握</li> <li>○ワクチン接種に関する地域課題の共有</li> </ul>
第3回	8月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害のある方のための防災ハンドブックの内容と構成の検討②</li> <li>○地域生活支援拠点等の整備状況と運用状況の把握</li> <li>○作業所の現状に関する地域課題の共有</li> </ul>
第4回	10月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害のある方のための防災ハンドブックの内容と普及方法の検討</li> <li>○地域生活支援拠点等の整備状況と運用状況の把握・検証</li> <li>○ショートステイの現状に関する地域課題の共有</li> </ul>
第5回	12月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害のある方のための防災ハンドブック原案に対する当事者団体からの意見について（事務局より報告）</li> <li>○地域生活支援拠点等の整備状況（専門的人材の確保・養成）の検証について</li> </ul>
第6回	2月25日 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害のある方のための防災ハンドブックについて</li> <li>○地域生活支援拠点等の整備状況の検証について</li> <li>○その他</li> </ul>